議案第	10	号
P3/4/10/19		•

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月2日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

(提案説明)

リフレッシュ休暇承認期間を延長することに伴い一部規則を改正する必要が生じたため、本案 を提出する。 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月 世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

- 第9条 令和元年度に第29条第2項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の 規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」と する。
- 2 第29条第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度となる者(同項第1号 又は第2号に掲げる者に限る。)における同項第1号及び第2号の規定の適用につ いては、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<u>附 則</u>	
第9条 令和元年度に第29条第2項各号に掲げる年齢に達した	
職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあ	
るのは、「翌年度又は翌々年度」とする。	
2 第29条第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度と	
なる者(同項第1号又は第2号に掲げる者に限る。)における同項	
第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「翌年	
度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。	
<u>附 則</u>	
この規則は、公布の日から施行する。	



02 特人委給第 653 号 令和 3 年 2 月 16 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会 委員長 中山 弘子

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の 一部改正について(回答)

令和3年2月10日付2世教職第966号により承認申請のあった下記規則 案について承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則